

## 令和4年度 特定共同指導・共同指導（薬局）における主な指摘事項

※以下は、その当時の施設基準、算定要件等に基づき行った指導において指摘した事項ですのでご注意ください。

### 1 調剤全般に関する事項

#### ○ 処方箋の取扱い

- ・「処方」欄の記載に不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている。

例：用法・用量の記載が不適切 等

#### ○ 処方内容の変更

- ・処方箋に変更の内容を記載していない。

#### ○ 処方内容に関する薬学的確認

- ・処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む。）。

例：禁忌投薬が疑われるもの

承認内容と異なる用法で処方されているもの

承認内容と異なる用量で処方されているもの

過量薬与が疑われるもの

投与期限の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの

漫然と長期にわたり処方されているもの 等

#### ○ 調剤済み処方箋の取扱い

- ・調剤年月日、保険薬局の名称、保険薬剤師の署名又は記名・押印等の記載がない。

### 2 調剤技術料に関する事項

#### ○ 自家製剤加算

- ・調剤録等に製剤工程の記載がない。
- ・医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

#### ○ 計量混合調剤加算

- ・医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

### 3 薬学管理料に関する事項

#### ○ 薬剤服用歴等

- ・薬剤服用歴等への記載が、指導後速やかに完了していない。
- ・次の事項の記載がない。

例：疾患に関する情報

併用薬の状況

患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

服薬指導の要点

今後の継続的な薬学的管理及び指導の要点 等

- 調剤管理料（重複投薬・相互作用等防止加算）
  - ・ 残薬調整に係るもの以外の場合に、薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
  - ・ 残薬調整に係るものの場合に、残薬について、処方医に対して、連絡・確認を行っていない。
- 服薬管理指導料
  - ・ 服薬指導の都度、過去の薬剤服用歴等を参照していない。
  - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している月に服薬管理指導料を算定している（薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方箋によって調剤が行われた場合を除く。）。
- 薬剤情報提供文書
  - ・ 記載がない。
    - 例：効能、効果
    - 副作用
    - 調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報 等
  - ・ 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。
- 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳
  - ・ 患者のアレルギー歴、副作用歴、患者の主な既往歴等の記載がない。
- 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等
  - ・ パスワードの要件として、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を使用している場合に、定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。
- 麻薬管理指導加算
  - ・ 電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況、保管状況を定期的に確認していない。
  - ・ 麻薬による鎮痛等の効果、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行っていない。
  - ・ 薬剤服用歴等に指導の要点の記載がない。
- 特定薬剤管理指導加算1
  - ・ 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
  - ・ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てに

- ついての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ・ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- 特定薬剤管理指導加算 2
  - ・ 患者が服用等する抗悪性腫瘍剤又は制吐剤等の支持療法に係る薬剤の調剤を全く行っていない保険薬局において算定している。
- 乳幼児服薬指導加算
  - ・ 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴等・手帳に記載がない。
- かかりつけ薬剤師指導料
  - ・ 患者の署名等が記載された同意書を当該保険薬局に保管していない。
  - ・ かかりつけ薬剤師に関する情報を文書により提供していない。
  - ・ 患者の同意を得た旨を薬剤服用歴等に記載していない。
  - ・ かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が服薬指導等を行った場合に算定している。
- 外来服薬支援料 2
  - ・ 治療上の必要性が認められると判断していない。
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
  - ・ 薬剤服用歴等に訪問の実施日を記載していない。
- 服薬情報等提供料 2
  - ・ 保険薬剤師が必要性を認めた場合において、保険医療機関に対して、服薬状況等について文書等により情報提供を行っていない（文書等に必要事項を記載していないものを含む。）。

#### 4 事務的事項

- 標示
  - ・ 保険薬局である旨の標示がない。
- 届出事項
  - ・ 届出事項の変更がすみやかに行われていない。  
例：保険薬剤師の異動
- 掲示事項
  - ・ 調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項の掲示がない。
  - ・ 調剤報酬点数表の一覧等の掲示がない。
  - ・ 地方厚生（支）局長に届け出た事項の掲示がない。
  - ・ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。